

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）抄

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第五号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第五号に掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第三号から第九号までに掲げるもの、建物の貸借に契約にあつては第二号から第八号までに掲げるものとする。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 （略） 五 当該宅地又は建物が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項により指定された土砂災害警戒区域内にあるときは、その旨</p> <p>六 （略） 七 （略） 八 （略） 九 （略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項） 第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号に掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第三号から第八号までに掲げるもの、建物の貸借に契約にあつては第二号から第七号までに掲げるものとする。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 （略） 五 （略） 六 （略） 七 （略） 八 （略）</p>